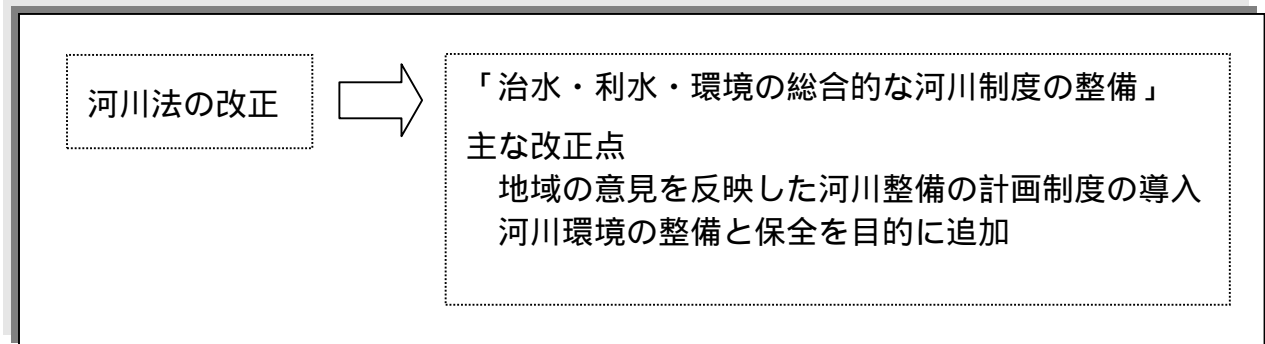


計画の枠組みについて（案）

1 . 河川整備基本方針及び河川整備計画の骨子



河川整備基本方針（長期的な基本計画）

河川法第 16 条：「河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。」

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川整備の基本となるべき事項

河川整備計画（20～30年の具体的・段階的な計画）

河川法第 16 条の 2：「河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。」

河川整備の目標

河川整備の実施に関する事項

2. 流域委員会における討議の流れ

